

事務連絡  
令和3年4月14日

建設業関係団体の長様  
関係測量・設計業団体の長様

京都府建設交通部指導検査課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年4月9日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」）を変更する公示がなされ、京都府は重点措置区域となりました。

つきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）に基づき、遺漏なきようご対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

『建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン』は下記ホームページに掲載しております。

（ <https://www.mlit.go.jp/common/001380470.pdf> ）

その他の「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」は下記ホームページに掲載しております。

（ <http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html> ）

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5227